

さぬき市
部活動改革及び地域クラブ活動推進等
に関する総合的なガイドライン
～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和 8 年 7 月
さぬき市教育委員会

目 次

I 本ガイドラインの趣旨

II 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の基本的な考え方

2 改革の方向性

(1) 基本方針

(2) 地域展開（平日・休日）開始予定

(3) 留意事項

III 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

(2) 想定される認定の効果

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

IV 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 運営団体・実施主体の整備

(2) 市・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による中学校等との連携

(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携

2 地域展開に当たっての具体的な取組み

- (1) 指導者の確保・育成（教職員等の兼職兼業含む）
- (2) 活動場所の確保
- (3) 活動場所への生徒の移動手段の確保
- (4) 大会・コンクールへの参加
- (5) 生徒の安全・安心の確保
- (6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

V 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 学校部活動に関する方針の策定等
- (2) 指導・運営に関すること

2 適切な指導及び安全・安心の確保

- (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

3 適切な活動時間・休養日等の設定

- (1) 休養日
- (2) 活動時間
- (3) その他

I 本ガイドラインの趣旨

さぬき市中学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校の教育活動の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、スポーツや文化芸術の能力向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、さぬき市においては、10年後に中学生がおおよそ400人減少すると予想されるように、少子化が急激に進展する中、それに合わせて教員の数も減少し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなることが予想できる。さらに、教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革を進める中、より一層厳しくなっている。

このような状況の中、さぬき市教育委員会では令和4年度から国（県）の実証事業を受け、休日の部活動の地域展開に取り組んできた。また、令和5年12月には「さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱」を策定し、令和6年度から「さぬき市部活動地域展開推進協議会」を開催し、さぬき市の部活動の地域展開における様々な課題を解決するために協議を続けている。そして、令和8年4月には、部活動の地域展開を推進する「さぬき市地域クラブ活動推進室」を教育委員会内に設置し、中学生の受け皿となる地域クラブを運営する新たな団体の設立に向けて取組を進め、令和10年9月からの平日・休日の部活動の地域展開開始を目指している。

本ガイドラインは、国および県の新たな方針と本市の実情を踏まえ、令和10年9月からの部活動の完全地域展開を見据えて、さぬき市の子どもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して参加できる環境を確保・整備することを目的として、本市の基本的な考え方と具体的な方針等を示すものである。また、本施策を推進することにより、子どもをはじめ、大人・高齢者・障がい者など多様な市民の参加と交流が促進され、スポーツ・文化芸術活動のさらなる充実・発展が期待される。さらに、これらの活動を通じて、市民のウェルビーイングの向上、健康長寿社会の実現、そして地域社会の活性化に寄与することが見込まれる。

II 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の基本的な考え方

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠である。部活動改革を進めるにあたっては、学校における教職員の働き方改革の推進についても考慮することが必要である。また、これを機に、中学生だけでなく、すべての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点で、さぬき市のスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する。そして、このように施策を推進していくことで、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、子どもや大人、高齢者や障がい者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにもつなげる。

2 改革の方向性

(1) 基本方針

さぬき市内のスポーツ団体や文化芸術団体の協力を得て、さぬき市スポーツ・文化芸術クラブ（仮称）を設立し、平日・休日の部活動の地域展開を同時に推進する。さぬき市スポーツ・文化芸術クラブ（仮称）は、中学生の受け皿となる地域クラブ活動を取りまとめ、地域クラブ活動の指導者の確保や活動計画等の立案を行う。また、地域クラブ活動の公募を実施し、認定基準に適合した地域クラブ活動を認定地域クラブ活動とし、生徒の選択の幅を広げる。さらに、小・中学校等と連携し、児童生徒とその保護者への説明会の開催及び生徒募集等を行う。

(2) 地域展開（平日・休日）開始予定

平日・休日の部活動ともに令和10年9月からの地域展開を目指す。

(3) 留意事項

① 実施種目について

実施種目については、さぬき市スポーツ・文化芸術クラブ（仮称）において、令和8年4月時点で各学校において活動している学校部活動の種目の確保に努める。

② 活動日数・活動時刻及び活動時間について

活動日数については、週当たり、平日4日以内、休日（土・日）1日以内とする。活動時刻及び活動時間については、長くとも平日は16:30～20:00の間で2時間程度、休日は、8:00～16:00の間で3時間程度とする。週当たりの活動時間については、11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時

間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。また、長期休業中においても、同様の条件とするが、活動時間帯については 8:00～20:00 の間で行うものとする。さらに、一定期間のオフシーズンを設定すること。

③ 会費等の受益者負担について

会費等の受益者負担については、国において目安が示されるので、その目安を参考に設定する。認定地域クラブ活動については、その限りではない。なお、経済的に困窮する世帯の子どもについての支援については、今後検討する。

④ 生徒の移動について

地域クラブ活動を実施するにあたって、生徒の活動場所への移動手段は大きな課題である。原則、保護者の送迎（自転車や徒歩による移動を含む）とするが、今後、検討する。

⑤ 地域クラブ活動の運営について

まずは、中学生の受け皿として活動を開始するが、将来的には、あらゆる世代の受け入れを行う。そして、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現などを目指した活動に取り組む。

III 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要である。また、地域クラブ活動は、学校部活動と同様、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とする。

【学校部活動が担ってきた教育的意義の例】

- スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

【地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例】

- 生徒のニーズに応じた多種多様な体験(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。)
- 生徒の個性・得意分野等の尊重
- 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- 学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導等

2 地域クラブ活動に関する認定制度(詳細は、国が示す「地域クラブ活動に関する認定制度」を参照)

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、「地域クラブ活動」の認定を実施するものである。認定された地域クラブ活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称する。なお、さぬき市スポーツ・文化芸術クラブ(仮称)が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

(2) 想定される認定の効果

- 生徒・保護者等に対する情報提供
- 地域クラブ活動の運営への公的支援(学校施設等の優先利用・使用料の減免、学校備品等の活用等)
- 地域クラブ活動への従事を希望する教員等の兼職兼業の積極的な許可
- 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

(3) 認定制度の概要(認定要件・認定手続等)

【認定要件】

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること(選抜等の不実施、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。)
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- 適切な安全確保の体制が確保されていること
- 適切な運営体制が確保されていること
- 学校等との連携が適切に行われていること

【認定手続等】

- さぬき市スポーツ・文化芸術クラブ（仮称）が、各実施主体の申請書等を取りまとめてさぬき市教育委員会に提出する。さぬき市教育委員会は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認を行いつつ審査の上、認定するかどうか判断する。
- 認定の有効期間は、最長3年間とする。
- さぬき市教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取り消しを実施する。

IV 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

（1）運営団体・実施主体の整備

地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めていく。さぬき市教育委員会は、運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートを行う。

（2）市・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

【さぬき市の役割】

- 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。
- 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展と新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や運営団体への支援・指導助言等を丁寧の実施。

【地域クラブ活動の運営団体・実施主体】

- 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。
- 「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。
- * 運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が必要。

（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるのではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、次のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要である。

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等と共有すること。
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教員等の兼職兼業等を円滑に行うため、小学校や中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者等に丁寧な情報提供等を行うこと。
- * 令和６年１２月に学習指導要領解説が一部改訂され、総則編及び保健体育編において、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

（４）関係団体等・大学・民間企業との連携

指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題を解決するためには、関係団体等、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠であり、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入されることによって、より充実した活動となることが考えられる。また、持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確にすることや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも必要である。

【関係団体等・大学・民間企業にとって想定されるメリット（例）】

関係団体等	○スポーツ・文化芸術活動実施者の裾野拡大 ○多世代での交流を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興等
大 学	○地域における大学の認知拡大 ○指導者の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック ○指導者や教員等を目指す大学生に実践機会の提供による人材育成等

民間企業	○CSR（企業の社会的責任）の一環としての地域貢献 ○地域における企業の信頼性の向上 ○自社ブランドやサービスの認知拡大 ○人材採用・定着に関する好影響 ○社内人材の活躍・育成機会の提供 等
------	--

【関係団体等・大学・民間企業に期待したい主な役割】

関係団体等	○指導者の育成に係る研修会の実施 ○専門的指導者・運営人材の派遣 ○各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ○活動プログラムや自主練習用動画教材の提供 ○団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ○大会運営等への参画や新たな大会の開催 ○体験会・イベントの開催 等
大学	○指導者の育成に係る研修会の実施 ○大学生や大学教員の指導者・運営人材の派遣 ○大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ○大学施設の貸出し ○大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等
民間企業	○財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー等） ○指導者・運営人材等の派遣 ○企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ○運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ○地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと 等

【協力促進のための主な取り組み（例）】

○地域展開等の検討段階からの関係団体等・大学・民間企業の参画促進（協議会への参画等） ○さぬき市・地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置 ○企業等による連携体制の構築 ○企業等へのインセンティブ付与
--

2 地域展開に当たっての具体的な取組み

(1) 指導者の確保・育成（教職員等の兼職兼業含む）

地域クラブ活動を円滑に実施するために、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保する。また、適切な資質・能力を備え、生徒・保護者等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要であるため、指導者研修等を開催するとともに、公認スポーツ指導者資格等の取得を促進する。指導者の確保については、県が導入した人材バンク等を活用するとともに、指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備する。

【想定される人材の例】

地域スポーツ クラブ活動	スポーツ少年団の指導者 競技団体の指導者 アスリート スポーツ推進委員 退職教職員 教職員（兼職兼業） 公務員（兼職兼業） 民間企業等の社員 自営業者 教員免許所有者 等
地域文化芸術 クラブ活動	アマチュアでの活動者 アーティスト 退職教職員 教職員（兼職兼業） 公務員（兼職兼業） 民間企業等の社員 自営業者 等

(2) 活動場所の確保

生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、学校施設をはじめ、公共スポーツ施設、社会教育施設等を十分に確保する必要がある。学校施設については、学校の備品や用具の利用等の観点から、学校教育に支障がない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにする。

(3) 活動場所への生徒の移動手段の確保

地域クラブ活動を実施するにあたって、生徒の活動場所への移動手段は大きな課題である。原則、保護者の送迎（自転車や徒歩による移動を含む）とするが、今後、検討する。

(4) 大会・コンクールへの参加

原則として、地域クラブ活動・認定地域クラブ活動として大会に参加する場合は、引率者は、地域クラブ活動・認定地域クラブ活動の指導者等とする。

地域クラブ活動の指導者が大会等の運営に従事する場合、大会等の運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれない。

さぬき市教育委員会は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや参加する大会等を精査する。

(5) 生徒の安全・安心の確保

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動を提供する公的な性質を有する。運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の実施において、学校部活動と同様に、事故や暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築しなければならない。また、さぬき市教育委員会と地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確にし、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧な事後対応を行う。さらに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要である。

けが等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。

【特に留意すべき事項】

- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日ごろからの生徒への目配りをしなければならない。
- スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪の加害者としてかかわってしまう可能性が大きくなっているため、スマートフォン・SNS等の使用についても注意が必要である。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいので、開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等、風通しの良い組織づくりをしなければならない。
- 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応し、個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応をしなければならない。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた対応を行うことが重要である。

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

運営団体・実施主体においては、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して各種の取組を進めるなど、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めなければならない。また、指導者が指導に当たっ

ての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが必要である。

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動を構築する。その際、特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備する。

また、生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするために、さぬき市教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域クラブ活動に関する情報等をわかりやすく生徒・保護者に提供する。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小・中学校等と密接に連携しながら対応する。

さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合って決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげていかなければならない。そうした参画により、生徒にとって所属する地域クラブ活動がより魅力的なものとなり、将来的に生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることが期待される。

V 学校部活動の在り方

本章では、地域展開が完了するまでの間における部活動の在り方を示す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ① 校長は、さぬき市の方針に則り、毎年度、適切な活動時間・休養日の設定を含めた「学校の部活動にかかる活動方針」（以下、「活動方針」という。）を策定し、公表すること。
- ② 校長は、随時、部活動の活動時間・休養日について、活動方針の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。
- ③ 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出すること。

(2) 指導・運営に関すること

- ① 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案すること。その際、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- ② 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけではなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- ① 校長は、顧問の教員等や生徒・保護者等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- ② 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教員等任せにせず、さぬき市教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- ③ 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他関係者から丁寧に聞き取りを行うこと。

【留意事項】

- 学校部活動においては、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、校長は、そうした点について、生徒や保護者等に丁寧に説明し理解を得ること。
- 国において作成された「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った対応を行うこと。
- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。

○近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みや動画等の不適切な取扱い等は人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。

○暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、校長は、複数の指導者人材等が係るなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくりなどにも留意すること。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。

【留意事項】

○指導者は、過度の練習・活動が、スポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。また、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

(1) 休養日

週2日以上休養日を設定すること。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

(3) その他

長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

【活動時間・休養日等の設定についての考え方及び留意事項】

○上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。

- 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教員に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内となるよう留意すること。
- 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるように努めること。

付記：なお、本ガイドラインの策定により、令和6年6月策定の「さぬき市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」は、廃止する。